

## 屋外催しに係る防火管理に関する運用要領

平成 26 年 12 月 1 日

富士市消防本部通達第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士市火災予防条例（昭和 41 年富士市条例第 38 号。以下「条例」という。）

第 42 条の 2 及び第 42 条の 3 第 1 項の規定に基づく屋外催しに係る防火管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重大な被害を与えるおそれのある催し)

第 2 条 条例第 42 条の 2 第 1 項の人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものは、多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏の発生が考えられるものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 火災が発生した場合に避難が容易にできないこと。
- (2) 初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれ大きいこと。
- (3) 消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること。

(指定通知書)

第 3 条 消防長は、条例第 42 条の 2 第 1 項に基づき指定催しを指定したときは、当該指定催しを主催する者に対して、指定催し指定通知書（別記様式）をもって通知するほか、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 複数の団体が共同して主催するなど主催する者が複数存する場合には、全ての主催する者に通知を行うこと。
- (2) 毎年行われる催しは、毎年指定すること。

(火災予防上必要な業務に関する計画の作成に係る留意事項)

第 4 条 消防長は、条例第 42 条の 3 第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画（以下「計画」という。）について、同項各号の火災予防上必要な業務が次のとおり定められているか確認しなければならない。

- (1) 条例第 42 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務の役割分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について定められていること。
- (2) 条例第 42 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用並びに危険物の取扱いの有無、場所及び態様について、催しを開催する日までに把握する方法、

催し当日においてそれらを確認するための方法等が定められていること。

- (3) 条例第42条の3第1項第3号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等及び危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置、催し当日における会場の配置を確認する方法等が定められていること。
- (4) 条例第42条の3第1項第4号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画、催し当日における消火準備の有無を確認する方法等が定められていること。
- (5) 条例第42条の3第1項第5号の規定に基づき、火災時の初動体制として、あらかじめ通報連絡担当、消火担当及び避難誘導担当が定められていること。
- (6) 条例第42条の3第1項第6号の規定に基づき、前各号に規定するもののほか、計画に変更が生じた場合における消防機関との情報共有の方法など催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項が定められていること。

(現場指導)

第5条 消防長は、必要に応じ現場を確認し、防火担当者その他の関係者に指導するものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。